「ぐんま外国人適正雇用事業者認証制度」申請に関するＱ＆Ａ

Ｑ１．申請書はどのように提出すればよいですか。

Ａ１．「群馬県ぐんま暮らし・外国人活躍推進課」あてに
メールにてご提出ください。
提出先：gunkurashi@pref.gunma.lg.jp

Ｑ２．申請主体について具体的に教えてください。

Ａ２．群馬県内に本社又は事業所があり、県内で事業を行う企業、各種法人、団体、個人事業主です。
本社が県外でも、県内に事業所があれば申請可能です。
県内に複数の事業所がある場合、事業所ごとでの申請も可能です。

Ｑ３．監理団体や登録支援機関も本制度の対象となりますか。

Ａ３．外国人を直接雇用している場合は対象となります。但し、本来業務である技能実習生への支援や、登録支援機関として行う特定技能外国人への支援は審査の対象にはなりません。
スタンダード認証については外国人の直接雇用を検討している場合に対象となります。

Ｑ４．外国人が経営する会社でも申請出来ますか。

Ａ４．外国人が経営する会社も申請可能です。

Ｑ５．対象となる取組の実施期間の定めはありますか。

Ａ５．申請時に継続している取組が対象となります。

Ｑ６．外国人従業員への支援を登録支援機関に委託していても審査の対象となりますか。

Ａ６．審査の対象となります。

Ｑ７．認証はどのように行われますか。

Ａ７．申請書類を審査し、要件を達成していることが確認できましたらメールにてお知らせし、認証書を郵送いたします。
書類に不備がある場合は、修正を依頼いたします。

Ｑ８．　アドバンスト認証の審査項目５に規定されている添付書類はどのようなものですか。

Ａ８．求人票、労働条件通知書など、労働条件を記載した資料です。その資料が外国語のみの記載である場合は、日本語訳を添付してください。

※人材の募集時には労働条件（業務内容、労働契約期間、就業場所、労働時間や休日、賃金、労働・社会保険の適用に関する事項等）の明示が必要ですが、外国人を雇用する場合は、その外国人の母国語や平易な日本語等、その外国人が理解できる言語を使用することが望ましいとされています。

Ｑ９．　申請にお金はかかりますか。

Ａ９．申請及び認証について費用負担はありません（メール等通信料を除く）。

Q10.　更新手続きはいつ頃すればよいですか。

A10. 認証期間が満了する日までに申請してください。